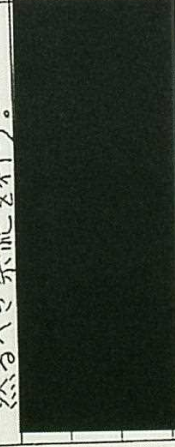
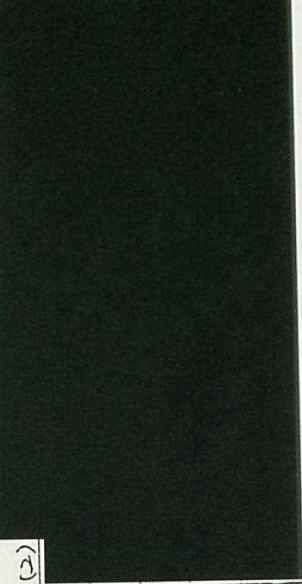


朝鮮出身軍人軍属戦没者遺骨引渡し問題に関する処理方針一案

日本側解決案 55.1.23	韓国側合意文案 55.12.24	問題点	処理方針 (案)
(1) 厚生省は「1年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨は残った遺骨を日本政府がしるべく措置する」旨を明記の上、日本国内で遺骨リストを公示する。	1. 日本厚生省は、1年以内に遺族の申請がない場合、残余の遺骨に対しては下記事項に従って措置する という意味を明記し日本国内で遺骨名簿を公示する。		1. 厚生省は「1年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしるべく措置する」旨を明記のうえ、日本国内で遺骨リストを公示する。
	回答「なし」	韓国側に再度回答を求めらる。	2. 公示にあたり、厚生省は日赤を通じて北朝鮮赤十字にも同リストを通知し、遺骨引取りを希望する遺族調査を依頼する。
(3) 遺族が判明した場合、従来どおり正當な遺族であるか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。	2. 前1項の公示期間終了時点で、日本政府は、韓国を本籍地とする者の遺骨全部		3. 遺族が判明した場合は、従来どおり正當な遺族であるか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。

(1) これら遺骨に対して韓国政府が 然るべき祭祀を行う。	回答なし	韓国政府に再度 回答を求める。	(1) これら遺骨に対して韓国政府が然るべ き祭祀を行う。
	3. 韓国政府は、前記の引受けた 遺骨のうち遺族が確認された 場合には、同遺骨を当該遺族に 引渡す。		
(4) 